

巻頭言



公共性の政策基準と政策評価

——一つの問題提起——

山口 定

日本公共政策学会の創設から8年、わが国の政策研究はさまざまな試練にさらされている。その理由が、経済のグローバル化と安全保障問題の思わざる展開という歴史的転換期の課題に「公共政策研究」というわれわれの学問の側が十分についていけない点にあることは、謙虚に承認されるべきであろう。われわれはまた、「政権交代のあるデモクラシー」の担い手として、国家官僚制と自由民主党の結合体に対抗しうるシンクタンクと政策能力をもった野党勢力の結集に未だに成功していない点についても、責任を感じるべきなのかもしれない。

ただ試練にさらされ、苦い経験を蓄積するなかで、わが国の「政策研究」が将来に向かって解明すべき課題もまた、それなりに明らかになりつつあるのではないだろうか。そして私自身がその中で今後の「公共政策研究」の中核的課題としてあらためて発見したばかりなのが、「公共政策」における「公共性」問題である。

わが国では、「公共性」問題は、戦後初期に憲法学者たちの多くから、日本国憲法の中の「公共の福祉」に関する規定が折角の人権保障への制約要因となっているとの指摘がなされて以来、その積極的意味の解明に遅れをとったという事情がある。さらには、J. ハーバーマスの『公共性の構造転換』（1962）にさかのぼるもう一つの系列では、「公共空間」の意味づけ問題が社会学者や哲学者、思想史家たちの注目を集めたが、「政策研究」の立場から、あるべき公共政策における具体的政策規準の問題として展開されることはあまりないままに、「政策評価」の問題が「公共政策研究」における最重要課題の1つとされる局面に立ち至ったのである。

私は、かねがね「公共性」をめぐるわが国の近年の基本的状況を、「公共性」の「官」による独占（つまりお役所が「公共」的であると認定することが即「公共性」の具体例であるとされる社会的風潮）が大きく揺らいできたものの、それにとって替わるべき「市民的公共性」が成熟したとはいえない過渡期であるにとらえ、後者の成熟を促進することがわれわれの緊急課題ではないかと考えてきた。そして70歳定年直前の駆け込みの仕事の中で、「市民的公共性」の概念の解明のさらにその前提として、日本語としての「公」概念と「公共」概念の区別を明らかにすべきだと考え、その上でさらに進んで、「政策規準としての公共性」を解明するための8つの手掛かりを整理し、提出した。

日本語としての「公」と「公共」の区別は、例えば「公用駐車場」と「公共駐車場」の区別に明確である。日本人なら誰でもが、前者は「公」＝「お役所」の車だけが駐車可能であり、後者は誰でもが駐車可能であると考え。そして今、誰でもに開かれた共同性の場とし

での「公共」（英語の public の強調点）の確立が要請されているのである。

そして私が考える「政策基準としての公共性」は以下の通りである。

- ①社会的有用性もしくは必要性。つまり空港、道路、ダム建設などの公共事業の個々の事例が本当に社会的に必要なものであるかどうか。
- ②社会的共同性。つまり、同じ「社会」に住む者同士の絆となっている最低限度のルールや価値観に沿っているかどうか。
- ③公開性。つまり情報公開の制度の確立などによって、社会の構成員のすべてに対して開かれているかどうか。
- ④普遍的人権。正確には、「人権・民主・平和及び主権」。
- ⑤国際社会で形成されつつある文化横断的諸価値（cross-cultural values）。ユネスコの国際教育会議等で加盟国の学校教育の中での普及が誓約されている諸価値。
- ⑥集合的アイデンティティの特定レベル。単位共同体の集合的アイデンティティ。
- ⑦新しい公共争点（リスク問題）への開かれたスタンス。環境問題・遺伝子組換え食品等。
- ⑧手続きにおける民主制。とりわけ説明責任・情報公開・市民参加。

私は、この「政策規準としての公共性」問題の提起を、次の2つの方向で意味があるのではないかと考えている。1つはこれが、①法学者たちの政策研究、②裁判所での弁論や判決の中での根拠づけばかりでなく、③政策評価法（2001年）施行以降の行政の現場での、担当課長補佐や係長が記入する事業評価表の項目としての「公共が関与すべき根拠」の中で、そしてさらには、期待される公務員への政策職の導入をめぐる論議の中で生かされるのではないかということである。

また、もう1つは、昨年の衆院選からクローズアップされたマニフェスト問題との関連である。私はマニフェスト問題の登場をわが国におけるデモクラシーのバージョン・アップへの貴重なステップとは考えるが、そこで露わになったのは、理念やヴィジョンの欠如の故に現れる政策羅列主義の空しさであった。われわれ政策研究者は、そこで、わが国の公共政策研究が理念学と技術学という車の両輪の有意義な結合をどの程度実現しえているのかという問題をあらためて突きつけられたというべきであろう。

そして、今、「公共性」問題との緊密な絡みでようやく広がってきた「市民社会」論の再検討（ここでの文脈でいえば、「市民的公共性」の再構築）の動きも、こうした観点を取り入れて行われるべきものであろう。